

船舶事故調査報告書

平成24年2月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 石 川 敏 行

事故種類	操縦者死亡
発生日時	不明（平成23年5月25日（水） 18時00分ごろ～26日（木） 06時40分ごろの間）
発生場所	熊本県宇城市三角西港船だまり 熊本県上天草市所在の天草天門橋 橋梁灯（R1灯）から真方位 006° 900m付近 （概位 北緯32° 37.2′ 東経130° 27.5′）
事故調査の経過	平成23年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての操縦者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート 竜神丸、5トン未満 293-15511熊本、個人所有 8.60m (Lr) × 2.51m × 0.76m、FRP ディーゼル機関、114kW、昭和58年8月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 70歳 二級小型船舶操縦士（5トン限定）・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 昭和50年7月4日 平成21年1月19日をもって失効していた。
死傷者等	死亡 1人（操縦者）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、専ら船舶所有者が使用し、いつもは三角西港の岸壁に係留していたが、台風が接近したときなどに操縦者が同岸壁南東方の三角西港船だまり（以下「本件船だまり」という。）に本船を移動して避難させることがあった。</p> <p>本船は、平成23年5月25日18時00分ごろ本件船だまりの南防波堤に機関が中立運転の状態で係留しているところを地元漁業者Aに目撃され、さらに、19時00分ごろ同防波堤の北西方にある本件船だまりの浮き桟橋に機関が中立運転の状態で係留しているところを地元漁業者Bに目撃された。</p> <p>地元漁業者Cは、翌26日05時00分ごろ、本件船だまりの沖で釣りをしていたところ、機関が中立運転の状態で本件船だまりの浮き桟橋に船首を着けて係留している本船を認めた。</p> <p>地元漁業者Cは、別の場所で釣りをしたのち、06時40分ごろ本件船だまりの沖に戻り、本船が同じ状態で係留していたので不審に思い、本船に近づいたところ、船首のロープ1本のみで係留され、機関が中立運転さ</p>

	<p>れているものの無人の状態であったことから、船舶所有者にその旨を連絡した。</p> <p>船舶所有者は、地元漁業者Cからの連絡で本船が本件船だまりに移動されていることを知った。</p> <p>地元漁業者Cは、三角西港の岸壁に引き返し、陸上から本件船だまりに戻って本船の周囲を捜したところ、07時00分ごろ、本船の北方約30mの浮き棧橋から約1mの海上で救命胴衣を着用せず、うつ伏せの状態で見えている操縦者を発見し、消防署に通報した。</p> <p>操縦者は、到着した救急車で病院に搬送されたが、溺水による死亡と検案された。</p> <p>(付図1 本事故発生場所付近図 参照)</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象(三角地域気象観測所):</p> <p>5月25日 18時00分 天気 曇り、風向 北北西、風力 1</p> <p>19時00分 天気 曇り、風向 北東、風力 1</p> <p>本事故当時、台風2号がフィリピン東方海上にあり、次第に勢力を強めながら北上し、5月28日ごろ沖縄地方の南海上に到達することが予想されていた。</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>船舶所有者は、本船を係留中、操舵室の鍵をかけておらず、エンジンキーもつけた状態としていた。</p> <p>本件船だまりは、三角西港の南約500mにあり、陸側から延びた北防波堤と南防波堤に囲われ、船が両防波堤の間から出入りするようになっている。また、陸側の岸壁沿いには、長さが約50m、幅が約1.5mの浮き棧橋が設けられている。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="515 1137 815 1171">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1137 1457 1171">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1171 815 1205">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1171 1457 1205">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1205 815 1238">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1205 1457 1238">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1238 815 2065">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1238 1457 2065"> <p>操縦者の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、25日18時00分ごろ本件船だまりの南防波堤に係留しているところを目撃され、26日06時40分ごろ本件船だまりの浮き棧橋に無人の状態に係留されているところを、その後、操縦者が本船付近の海上を漂流しているところをそれぞれ発見されたことから、25日18時00分ごろから26日06時40分ごろまでの間において、操縦者が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、台風が接近したときなどに本船を本件船だまりに避難させることがあったこと、及び本船の機関が中立運転され、船首のロープ1本のみで浮き棧橋に係留された状態で発見されたことから、浮き棧橋への係留作業中であった可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>操縦者の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、25日18時00分ごろ本件船だまりの南防波堤に係留しているところを目撃され、26日06時40分ごろ本件船だまりの浮き棧橋に無人の状態に係留されているところを、その後、操縦者が本船付近の海上を漂流しているところをそれぞれ発見されたことから、25日18時00分ごろから26日06時40分ごろまでの間において、操縦者が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、台風が接近したときなどに本船を本件船だまりに避難させることがあったこと、及び本船の機関が中立運転され、船首のロープ1本のみで浮き棧橋に係留された状態で発見されたことから、浮き棧橋への係留作業中であった可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>操縦者の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、25日18時00分ごろ本件船だまりの南防波堤に係留しているところを目撃され、26日06時40分ごろ本件船だまりの浮き棧橋に無人の状態に係留されているところを、その後、操縦者が本船付近の海上を漂流しているところをそれぞれ発見されたことから、25日18時00分ごろから26日06時40分ごろまでの間において、操縦者が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、台風が接近したときなどに本船を本件船だまりに避難させることがあったこと、及び本船の機関が中立運転され、船首のロープ1本のみで浮き棧橋に係留された状態で発見されたことから、浮き棧橋への係留作業中であった可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>								

原因	本事故は、本船が本件船だまりの浮き棧橋に係留作業中、操縦者が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・救命胴衣を着用すること。

付図1 本事故発生場所付近図



(国土地理院 電子国土 Web システム利用)